

「社会保障・税番号大綱」に関する意見提出様式

氏名・団体名 東京青年税理士連盟 会長 池田 充
職業（所属・勤務先）税理士の団体
住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12 代々木ビル 401号
電話番号 (03) 3356-2916
(団体の場合は担当者名もご記入ください)

該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

3頁（2）課題

所得の申告漏れを防止するために税務署に提出される法定調書（取引情報）のうち、名寄せが困難なものについては活用に限界がある

7頁（2）所得把握の精度の向上等の実現に関するもの

税務当局が取得する各種所得情報や扶養情報について、「番号」又は「法人番号」を用いて効率的に名寄せ・突合することが可能となり、より正確な所得把握に資する。

意見内容

- 1．名寄せが困難な法定調書がどれくらいあるのか明らかにすべきである。
- 2．税務行政における扶養情報の名寄せ作業の困難さがどの程度であるのか明らかにすべきである。
- 3．番号制度を導入しても所得把握の精度の向上は達成できない。

理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

- 1．名寄せが困難な法定調書がどれくらいあるのか明らかにすべきである。
番号制度の導入の理由の一つに、名寄せが困難な法定調書の存在が掲げられている。しかし、名寄せが困難な法定調書はどれくらいあるのかが明らかではない。それほど枚数ではないなら、番号制度を導入するほどの必要性がないのではないか。
- 2．税務行政における扶養情報の名寄せ作業の困難さがどの程度であるのか明らかにすべきである。
現在でも扶養情報の大部分は税務当局に把握されているはずである。とすれば、番号制度は、専ら税務行政の効率化のために導入されることになる。
この効率化という点に関して、現在の税務行政において、扶養情報を名寄せすることに、どれくらいの事務負担や困難さを伴うのかを明らかにすべきである。
それほど事務負担ではないなら、番号制度を導入するほどの必要性がないのではないか。
- 3．番号制度を導入しても所得把握の精度の向上は達成できない。
番号制度を導入しても、「事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界がある」（大綱19頁（2）番号制度の限界より）。導入により扶養情報や法定調書の名寄せ・突合は効率化されるかもしれないが、所得の把握の精度はほとんど高まらない。番号制度を導入しても、導入の目的である所得把握の精度の向上は達成できない。

ご意見お寄せいただき、ありがとうございました。